

最高裁秘書第682号

令和4年3月11日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 中 村



司法行政文書開示通知書

2月7日付け（同月9日受付、第030960号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

「m i n t s の主な機能」から始まる文書（片面で2枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室） 電話03（4233）5240（直通）

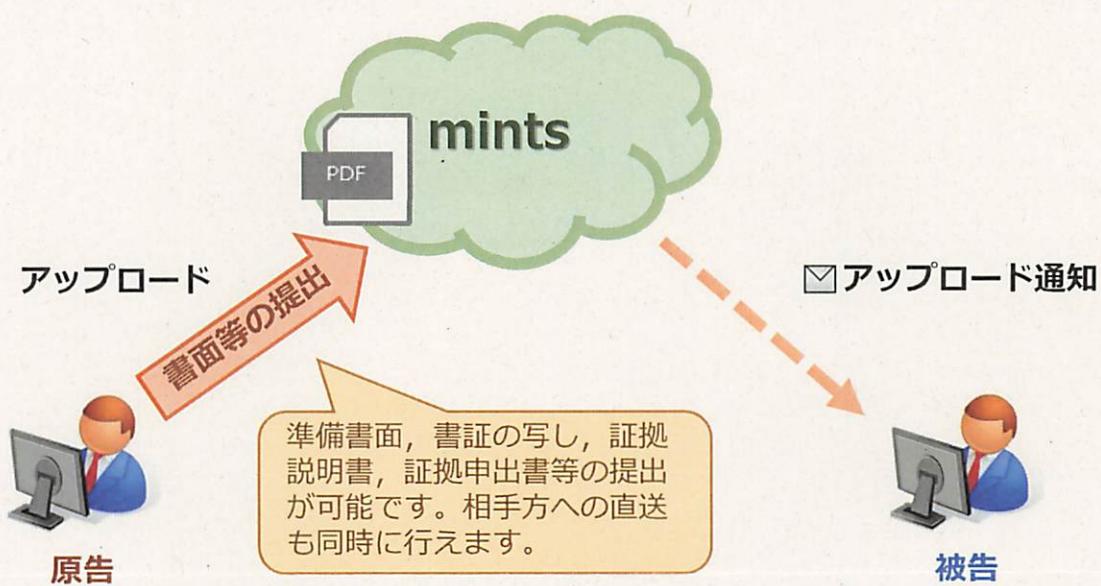
- mintsの主な機能（次頁参照）
 - ファイルのアップロードによる書面等の提出・直送
 - アップロードされたファイルの閲覧・ダウンロード・印刷
 - 受領書面の自動作成とアップロードによる提出

- mintsにより提出できる書面
 - 準備書面, 証拠説明書, 書証の写し, 証拠申出書等（FAXでの提出が可能な書面）
※ 訴状, 反訴状, 訴えの変更申立書, 取下書, 資格証明書, 訴訟委任状等は対象外です。
 - A4サイズのPDFファイルをアップロードして提出します。
※ 参考書面（データ）としてであれば、A4サイズ以外のPDFファイルやWord, Excelファイルのアップロードも可能です。

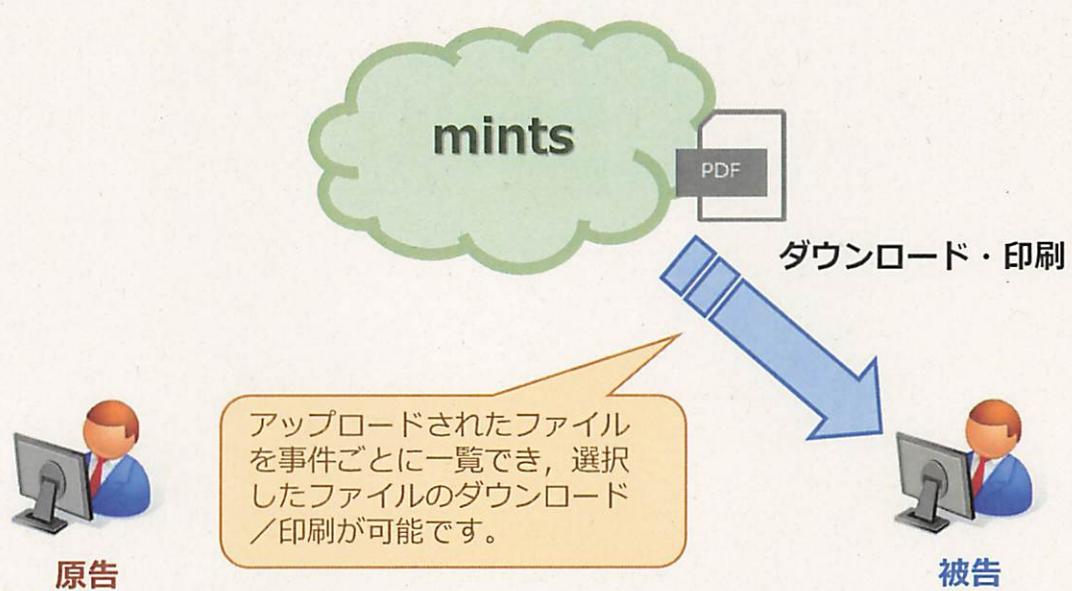
- 利用方法
 - インターネットに接続してウェブブラウザ上で利用します。特別なアプリケーション等は必要ありません。
 - 24時間365日利用可能です。
 - 初めてmintsを利用する場合にはユーザ登録が必要です。一度ユーザ登録を行えば、他の事件、他の裁判所でも同一のアカウントが利用可能です。
 - 双方当事者に訴訟代理人があり,かつ,双方訴訟代理人がmintsの利用を希望する事件において利用できます。

- 利用開始時期
 - 甲府地裁, 大津地裁において, 令和4年2月頃から試行を始め,同年5月頃までに運用を開始します。
 - 民事訴訟手続, 行政訴訟手続で利用可能です。
 - 試行に当たって, 弁護士会を対象に導入説明会を実施します。

提出書面のアップロード



提出書面のダウンロード



受領書の作成・提出

